

ID: 278

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予
例規名 根拠条項	八頭町営住宅条例 第19条(第28条第3項、第30条第3項、第50条及び第54条第1項において準用する場合を含む。)
例規番号	平成17年条例第158号

## 【根拠条文】

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第19条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、町長が別に定める基準により当該家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者(以下「入居者等」という。)の収入が著しく低額になっているとき。
- (2) 入居者等が疾病にかかったとき。
- (3) 入居者等が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。

## 【基準】

根拠条文、八頭町営住宅条例施行規則第14条及び第15条の規定による。

(家賃の減免の基準)

第14条 条例第19条の規定による家賃の減額は、次の各号のいずれかに該当する入居者に対して行うものとする。

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第3項の規定により市町村民税の均等割が課されない者
- (2) 収入(自己、同居者又は扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者及び同項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。))が長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった場合にあっては、その療養に要する費用として町長が認定した額を当該療養に要する月数で除した額(以下「療養費用」という。)を当該収入から控除した額が令第2条第2項の表の上欄に定める区分の基準となる額のうち最小のものの2分の1以下である者(前号に該当する者を除く。)
- (3) 災害により著しい損害を受けた者
- (4) 婚姻によらないで母又は父となり、かつ、その子と生計を一にする者(以下「みなし寡婦(夫)」という。)、その他特別の事情がある者で、町長が必要であると認めたもの

2 前項の入居者に対する減額後の家賃は、次に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に該当する入居者については、条例第15条第1項の規定による家賃の額に0.5を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (2) 前項第2号に該当する入居者については、条例第15条第1項の規定による家賃の額に0.7を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (3) 前項第3号及び第4号に該当する入居者については、町長がその事情を考慮してその都度決定した額とする。ただし、みなし寡婦(夫)については、条例第15条第1項の規定により算出した額と、寡婦(夫)控除をみなし適用し算出した額との間に差額がある場合、その差額に相当する額

3 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている入居者に対する減額後の家賃は、前項の規定にかかわらず、その保護を行うに際して算定の基礎となった家賃に相当する額とする。

- 4 条例第19条の規定による家賃の免除は、災害その他特別の事情により町長が特に必要があると認めたと入居者に対して行うものとする。
- 5 条例第28条第3項又は第30条第3項において準用する条例第19条の規定による家賃又は金銭（以下「収入超過者家賃等」という。）の減免は、次の各号のいずれかに該当する入居者に対して行うものとする。
- (1) 自己、同居者又は扶養親族が長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった入居者で、療養費用を収入から控除した額が条例第6条第1項第2号に規定する金額以下となるもの
- (2) 災害により著しい損害を受けた者その他特別の事情がある者で、町長が必要があると認めたとしたもの
- 6 家賃又は収入超過者家賃等の減免の期間は、1年を超えない範囲内において町長がその事情を考慮してその都度定めるものとする。ただし、必要に応じてその期間を更新することができる。
- (家賃又は収入超過者家賃等の徴収猶予の基準)
- 第15条 条例第19条の規定による家賃の徴収の猶予又は条例第28条第3項若しくは第30条第3項において準用する条例第19条の規定による収入超過者家賃等の徴収の猶予は、家賃又は収入超過者家賃等の支払が困難であると町長が認めたと入居者でその支払能力が6月以内に回復すると認められるものに対して行うものとする。
- 2 前項の徴収の猶予の期間は、6月を越えない範囲内において町長がその事情を考慮してその都度定めるものとする。ただし、必要に応じてその期間を更新することができる。

<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 26 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日